

長崎県地域公共交通計画策定支援業務仕様書

1. 業務名

長崎県地域公共交通計画策定支援業務

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

3. 予算額

8,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4. 業務目的

長崎県内の地域公共交通においては、利用者減少や収支の悪化、運転士不足など需要と供給の両面で人口減少局面の影響を受けており、今後さらに本格的な人口減少・高齢社会の到来に伴い、その影響はますます増大することが見込まれている。

このような中、持続可能な公共交通ネットワークを構築するためには、交通事業者や国・県・市町、地域の担い手などが適切な役割分担の下、連携・協働することやデジタル技術などの新技術の活用に取り組むことで、地域の実情に応じた輸送サービスを維持・確保していくことが重要である。

そこで、長崎県は、県内全域を対象として地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークを計画的に構築していくために、県・市町・交通事業者等関係者の共通認識となる県全体の幹線公共交通ネットワークを記載した、「長崎県地域公共交通計画」を策定することとし、本業務はその計画策定を円滑に進めることを目的とする。

5. 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

（1）計画準備

業務内容及び調査実施の視点・方法及び取りまとめの方針やスケジュールをまとめた、業務計画書を作成する。

業務計画書には、業務概要、業務実施体制、スケジュール、連絡体制、その他必要な事項を記載するものとする。

なお、業務計画書内容については、初回打合せにて確認を行い、調査着

手前に承認を得ることとする。重要な変更が生じる場合には、理由を明らかにした上で、その都度、変更後の業務実施計画書を提出することとする。

(2) 計画策定に必要な情報の把握・整理

次の項目について、既存の国の統計データ等の資料や公共交通事業者・市町への調査等を基に、現状把握・整理し、計画策定にあたっての検討資料及び本計画のとりまとめに資する内容に整理する。

<把握・整理する項目例>

- ① 地理的状況に関する資料
(地勢、気候、土地利用等)
- ② 社会的状況に関する資料
(人口動態、移動特性、自家用車保有数、運転免許保有・返納者数等)
- ③ 公共交通の現状
 - ・路線バス、コミュニティ交通（乗合タクシー、自家用有償旅客運送等）、鉄道、航路、航空路（運行(航)状況、輸送人員、路線図、バリアフリー化状況、運転者・船員・パイロット数、経営状況等）
 - ・タクシー(輸送人員、本県区域内の営業状況図、運転者数等)
- ④ その他交通の現状
 - ・スクールバス、特定バス等の現状(運行状況、輸送人員等)
- ⑤ 公共交通に対する本県、県内市町村の行政支援状況
- ⑥ 公共交通政策に係る国の施策等
- ⑦ 本県の上位・関連計画
- ⑧ 県内市町村の地域公共交通計画の策定状況と計画概要
- ⑨ 交通事業者等のデジタル化への対応状況
(GTFS化、キャッシュレス決済、タクシー配車アプリの導入状況などデジタルの活用等)
- ⑩ 携帯電話の基地局、GPSデータ等を基とした県民の移動実態データ
- ⑪ その他本協議会が必要と認める項目及び事業者が提案する項目

(3) 県内地域公共交通に関する現状調査の実施

県内の地域公共交通の現状（利用実態や移動ニーズ）を把握するため、基礎自治体が策定する地域公共交通計画及び施策の内容を確認し、県全体の地域公共交通ネットワークとの整合性や認識する課題を把握するための基礎自治体アンケート調査を実施する。また、公共交通の利用状況（輸送

実績の定期報告)や、交通事業者として認識する公共交通の課題を把握するため、県内の交通事業者を対象とした交通事業者アンケート調査を実施する。

(4) 本県の地域公共交通の現状・課題整理

(2)及び(3)を踏まえ、本計画の策定に向けた基礎データとして活用するため、地勢等、人口・世帯、施設(商業施設、医療施設、学校等)立地状況、公共交通ネットワーク沿線の人口分布などの地域の特性、公共交通の運行状況等を把握・整理する。

また、県内の公共交通の課題について、現状調査結果を踏まえ、代表的な自治体、交通事業者へのヒアリング調査を行い、実態・要望を把握する。

上記の現状整理及びヒアリング調査結果を踏まえて課題の整理を行う。

(5) 長崎県地域公共交通計画(案)の作成

① 基本方針の検討

公共交通に係る課題に対応するために、本計画の役割、基本的な考え方等、上位計画及び関連計画と整合する基本方針の検討を行う。

＜現計画における基本方針＞

- 持続可能な公共交通ネットワークの構築のあり方
- 地域との共創による最適なモビリティの推進

② 施策の検討

自治体・交通事業者の懸念する事項に対応し、共に本計画の目標達成に向けて実施施策を検討する。

(例)

- 公共交通の利用促進に向けた広域的な取組の推進
- 広域ネットワークを担う地域間幹線の維持に向けた取り組み
- 資格取得支援による運転士の確保
- スクールバス・福祉送迎資源の総動員・統廃合による運航効率向上
- 自動運転・貨客混載等導入による生産性の向上
- 地域の自立した運行など交通空白解消に向けた社会実験
- 自治体や交通事業者等の公共交通人材育成に向けたセミナー、各種研修プログラムの実施等
- その他公共交通に関する新たな技術等の積極的な活用

- ③ 本計画の評価指標及び推進体制の検討
施策効果の検証、モニタリングの容易性などから数値指標を検証し、本計画の達成状況の評価についての役割分担を整理する。
- ④ 長崎県地域公共交通計画（案）の作成
法に定められた必要な事項を踏まえ、長崎県地域公共計画（素案）を作成する。また、パブリックコメントの結果を素案に反映し、長崎県公共交通計画（案）としてとりまとめる。
- ⑤ 地域公共交通活性化協議会の運営支援
長崎県地域公共交通計画（案）を策定するにあたり、関係機関からなる長崎県公共交通協議会の資料作成、運営支援、議事録作成を行う。
- ⑥ 報告書作成
①～⑤の結果を報告書としてとりまとめる

（６）その他

- ・年４回程度開催予定の協議会に出席し、調査委託の状況及び報告書の内容について説明を行うこと。
- ・委託者がとりまとめた案を図・表・グラフ等を用いてわかりやすく整理すること。

6. 業務計画書の提出

- （１） 受託者は本業務を実施するにあたり、契約締結後速やかに以下の関係書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。なお、作業内容に変更が生じた場合も同様とする。
- （２） 業務実施計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア 検討業務内容
 - イ 業務遂行方針
 - ウ 業務工程表
 - エ 業務実施体制および組織図
 - オ 管理技術者、担当技術者等一覧および経歴書
 - カ 協力者がある場合は、協力者の概要、技術担当者等一覧表および経歴書
 - キ 打ち合わせ計画

ク 連絡体制

ケ その他、発注者が必要とする事項

- (3) 上記(2)に定める事項の記載内容に追加および変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出すること。

7. 管理技術者・照査技術者

本業務は専門的な技術が求められる業務であるとともに迅速な対応が求められることから、受託者は技術者を選任する際、下記に示す資格及び同種・類似業務の実績を有する管理技術者・照査技術者を配置しなければならない。なお、配置する管理技術者と照査技術者は兼ねることはできないものとする。

担当	資格	同種・類似実績
管理技術者	ア 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画） イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）	過去5年間（令和2年度から令和6年度）以内に完了した地域公共交通計画の策定または改定業務 （同種：県内自治体、 類似：県外自治体）
照査技術者	ア 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画） イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）	過去5年間（令和2年度から令和6年度）以内に完了した地域公共交通計画の策定または改定業務 （同種：県内自治体、 類似：県外自治体）

8. 打合せ協議

業務着手時、中間時2回、最終納品時の計4回を基本とし、必要に応じて随時打合せ協議を行う。なお、業務着手時、最終納品時の打ち合わせ協議については管理技術者の出席を必須とする。

9. 報告書及び求める成果品

- (1) 業務報告書 1式

- (2) 上記すべてにかかる電子データ一式

※ 数値データ等は、報告書と別に Excel 形式など編集可能なデータ形式でも納めること。

- (3) 調査、分析等において作成した地図データ

※ 地図データは、Shape 形式など汎用性の高いデータ形式で納めること。

10. 特記事項

本業務を履行するにあたっては、次の事項を遵守すること。

(1) 疑義の解決

業務仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告を行い、双方で協議を行ったうえで、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

また、疑義の内容及び協議・指示事項について、受託者は全て記録に残し、記録の内容について発注者の了解を得るものとする。

(2) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報を、発注者の承認を得ずに他へ漏らしてはならない。

受託者は、別記「個人情報及び業務情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 業務の完了

業務については、成果品納品書と共に成果品を提出し、発注者の完了検査を受け、検査合格により完了とする。検査不合格の場合は、直ちに改造、補強、補正等の必要な措置を講じなければならない。

なお、業務完了後といえども、成果品に誤りが発見された場合は、発注者の指示に従い、受託者は責任をもって再検査し、直ちにその誤りに対して必要な措置を講じなければならないものとする。

11. その他業務に必要な資料

発注者は、業務を実施するにあたって必要な資料を受託者へ貸与する。受託者は貸与された資料の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なく複製してはならない。この場合の承諾は書面により行う。なお、業務終了後は速やかに返却しなければならない。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な取得）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（事業所内からの個人情報の持出しの禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第

三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（業務に従事している者への周知）

- 第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

（管理・実施体制）

- 第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取り扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

（従事者等に対する教育）

- 第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

（特記事項の遵守状況の報告）

- 第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

（検査）

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

（事故報告）

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（派遣労働者の利用時の措置）

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第17 甲は、乙がこの特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（個人情報の取扱いに関する罰則）

第18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

（特定個人情報の取扱いに関する罰則）

第19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。